

自然災害や地震を補償する保険の保険金請求申請代行業者について

－ 「火災保険が使える」「無料で修理しませんか」と勧誘する住宅修理トラブルにご注意ください －

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

全国の消費生活センターや国民生活センターに「自宅に訪問してきた事業者から『台風で破損した屋根を火災保険を使って修理しないか。契約している保険会社への申請は当社が代行する』と勧誘されたが信用して良いか。」などの問い合わせが多数寄せられています。

これらの事業者の中には、「保険金の範囲内なので自己負担はない」など、無料を強調して勧誘し、「保険金請求も代行する」というサービスと住宅修理サービスまで一連の契約を結ばせようとするケースもあるようです。

これらの申請代行業者との住宅修理工事契約の中には、次のようなトラブルも発生しています。

- ・ 契約時に契約書面に署名したが、控えをもらえなかった
- ・ 解約すると言ったら、解約料として保険金の50%を請求された
- ・ 代金として保険金全額を前払いしたのに修理が着工されない
- ・ 損傷は経年劣化によるものだが、保険会社には自然災害が原因という理由で申請するように勧められた

当社にも類似のお問い合わせが寄せられています。このような損害保険の申請代行業者は、当社および当社グループとは一切関係ありません。

このような事例は、特に台風・雪害・地震等の自然災害発生後に頻発する可能性がありますので、火災保険や地震保険にご契約されている方で、損害を被った場合は、まず、お客さまご自身で当社または当社代理店にご連絡いただき、保険金の請求手続きを行ってください。

【関連サイト】

住宅の修理に関するトラブルにご注意(日本損害保険協会ホームページへリンク)

<http://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

「保険金を使える」という住宅修理サービスの相談が増加(国民生活センターホームページへリンク)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20121206_1.html